定水底土砂に係る水域を指定施行令第五条第一項第一号の規定に基づき指海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

月 18 日] 改正内容:平成 20 年 2 月 18 日環境省告示第 5 号 [平成 20 年 2 最終改正:平成 20 年 2 月 18 日環境省告示第 5 号発令 :昭和 48 年 2 月 26 日環境庁告示第 18 号

〔昭和四十八年二月二十六日環境庁告示第十八号〕一項第一号の規定に基づき指定水底土砂に係る水域を指定海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第

に指定し、昭和四十八年三月十日から適用する。第一項第一号の規定に基づき、指定水底土砂に係る水域を次のよう二九三号により題名改正〕(昭和四十六年政令第二百一号)第五条関する法律施行令=昭和五一年八月政令二一八号・平成一六年九月海洋汚染防止法施行令〔現行=海洋汚染等及び海上災害の防止に

る田子の浦港の区域 港則法施行令 (昭和四十年政令第二百十九号) 別表第一に掲げ

秒の点を順次に結んだ線並びに陸岸により囲まれた水域並びに金の点及び北緯三十四度二分三十秒東経百三十三度三十六分二十八の点、北緯三十三度五十九分三十秒東経百三十三度三十一分十六秒点、北緯三十三度五十八分五十三秒東経百三十三度三十二分九秒の二 北緯三十三度五十八分五十三秒東経百三十三度三十二分九秒の